

市民の声（8 月分）

意見 33	R6. 8. 1 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 初めに、一例として挙げていただいております「物価高騰緊急支援給付金」について、申請のない者に対して申請期限間近又は申請期限経過後に申請を促す連絡をしているのか、ということですが、この給付金の対象となる全ての世帯の皆様には通知文を送付しており、申請期限 1 か月前の時点で未だ申請のない世帯の方につきましては、再度通知文を送付いたしまして手続きされるよう連絡をしております。 この給付金につきましては、市民税が課税されていない世帯、市民税のうち均等割のみ課税されている世帯及び子ども加算給付金の対象となる世帯のいずれについても、再度の通知を送付いたしまして、少しでも多くの方が申請されるように取り組んでおります。 なお、「物価高騰緊急支援給付金」につきましては、物価高騰に対する国民の負担を緩和するための緊急的な措置として実施されたものであり、国の制度設計において申請期限内に手続きをしない場合は、給付金の支給を辞退したものとみなすとされておりますので、申請期限を過ぎて申請をすることはできません。 また、申請期限を過ぎた場合であっても申請を受け付ける場合がございますが、例えば、事務処理の都合で申請期限を設けるものの、申請者に申請する権利がある場合（法律などによって請求できる期間が定められている場合など）や申請期限経過後であっても、その理由がやむを得ないと認められる場合などは申請を受け付けております。 市といたしましては、窓口や広報紙、SNSなどの媒体を活用いたしまして周知に努め、できる限り期限内での申請がなされるよう働きかけまして、申請者に不利益が生じることのないよう取り組んでまいりますのでご理解くださるようお願いいたします。 詳細なご回答ありがとうございます。 行政協力交付金は期限が過ぎた後も個別に申請がなされるまで繰り返し連絡をしていると説明を受けており、物価高騰緊急支援給付金では上記ご回答のとおりであり、これまで申請の取扱いが違うのはなぜでしょうか。 市で行う「申請」手続きのすべてについて、各々の未申請者に対する対応がどのように行われているか、違いが良く解るようなご説明をお願いいたします。
回答	R6. 8. 21 市民協働推進課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 お問合せをいただきました、市で行っている申請手続の全てについて、各々の未申請者に対する対応がどのように行われているのか、とのことについてでございますが、市としては全ての申請対象者の方が適切に申請いただけるよう取り組んでおります。 繰り返しとなりますが、令和 6 年 7 月 2 日及び令和 6 年 8 月 1 日付の回答でもお伝えさせていただいたとおり、申請期限を過ぎた場合であっても申請を受け付ける場合もございます。 例えば、事務処理の都合で申請期限を設けるものの、申請者に申請する権利がある場合（法律等によって請求できる期間が定められている場合など）や申請期限経過後で

	あっても、社会通念に照らして妥当性がある内容かを市で判断した上で受け付けております。 ただし、国の財源を使用する場合等取扱い期限が法律等で厳格に定められているケースについては、申請期限を過ぎての対応ができないことは、ご了承くださいませようお願い申し上げます。 なお、例示されている行政協力交付金につきましては、要綱に基づき、世帯数や分区数を対象として区等に交付するものですが、その金額は区等により異なっているから、各区等から申請書等を提出いただき、市において交付する額を算定する必要があります。要綱上、申請期限を「原則毎年度5月末日」として申請書等の提出を依頼していますが、年度当初ということもあり、提出に時間を要する区等も見受けられ、交付する額を算定できないことから、新たに提出を依頼しているものです。 引き続き、窓口や広報紙、SNSなどの媒体を活用いたしまして周知に努め、できる限り期限内での申請がなされるよう働きかけまして、申請者に不利益が生じることのないよう取り組んでまいりますのでご理解くださるようお願いいたします。
意見 34	R6. 8. 5 給付金など種々の「申請」のために市役所を利用することがありますが、「申請」には申請期限(例規集で規定)があり、申請者は特別な理由のない限り(私の解釈)申請者は期限内に申請を済ませないと申請の権利が失われると考えていましたが、中には「申請」窓口や項目、職員?によっては、単に期限内の「申請」を忘れたという理由だけでも、二週間以上も期限を過ぎた「申請」を受け付ける例があります。また同様な理由で「申請」を行っていない対象者に対し個別に「申請」を促す電話連絡をしている場合もあることを知りました。単に「申請期限」と言っても期限の解釈が申請事項によって異なっていることを知りそれを良く承知しておかないといけいない必要を感じました。 そこで、市役所でのすべての申請手続きについて「申請の期限」の解釈の違いが解るよう「申請」解説をお願い致します。
回答	R6. 8. 23 総務課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 条例や規則、要綱等において申請期限を設けているものがあり、「申請期限」自体の解釈に違いはありません。 しかしながら、法令においても災害や疾病、事業の廃業などのやむを得ない事情がある場合など例外規定や期限の延長規定を設けているものがありますが、地方自治体においても行政庁の裁量の範囲内で条例や規則、要綱等で例外規定を設けていることがあります。 期限の解釈が申請事項によって異なっているわけではなく、例外規定を設けているかの違いです。「原則として」と記載があるものは、例外が許容される場合があるもの。また、「市長が特別の事由があると認めたとき」などただし書きの記載がある場合は、

	別途定めているものや、定めていないものについては、社会通念に照らして妥当性のある内容かを、市で判断することとなります。 この度は貴重なご意見お寄せいただき、誠にありがとうございました。
意見 35	R6. 8. 21 ①以前、市民の声として「暴走族（バイクの空ぶかし音）を減らすために取り締まりのための厳しい条例（例、発見次第で罰金、免許停止など）を制定してほしい」という意見を挙げました。袖ヶ浦市からは「管轄の木更津警察署に対応を申し送った」という回答をもらいました。しかし木更津警察署に聞いたところ「警察は法律や条例に従っているから、今以上に厳罰化はできない」と言われました。同時に「暴走族を見つけたら１１０番してほしい」とも言われたので半年以上頻繁に１１０番していましたが、減る感覚はありません。想像するに、暴走族は特定地域を周遊しているのではなく、走りやすい国道１６号（南から、北から、アクアラインから）を走り抜けていくため、１１０番して警察が駆けつける頃はいなくなっているのだと思います。更に、国道１６号・アクアライン出口という好立地により、数多くの暴走族が各地から来ているのだと思います。その特性上、１１０番後の出動では遅く、警察も１６号沿いに停車して定期的に取り締まってほしいとの要望を木更津警察署に出しましたが「人出不足のため難しい」との回答でした。また、取り締まりの方法も警察にとっては難しいらしく「空ぶかしをしているから・近隣に迷惑をかけているから停車させる」ことはできず、「危険運転をしていた場合に停車を促し、そのついでに騒音を出す改造をしていないか点検する」程度とのことでした。更に、暴走族は停車させられることの方が少ないこと、停車させられたとしても「注意」で終わってしまうことなどから、暴走族が減る体制ではないと感じています。総じて、警察署の人員不足も解消してほしい要因のひとつではありますが、暴走族を減らすために、警察の取り締まり根拠を作るために、ぜひ袖ヶ浦市には「暴走族取り締まり強化のための条例制定（厳罰化、取り締まり方法の強化）」を改めて検討してほしいです。 私含め、子育て世帯が多く住んでいる・移住してきている袖ヶ浦市です。暴走族のない住みやすい市になってほしいと思います。 ②中央図書館を綺麗にしてほしいです。最近、袖ヶ浦市役所が綺麗になりましたが、市民としては市役所よりも図書館の方が行く頻度も高く、綺麗になったときの嬉しさ・幸せ度合いが違います。もちろん市役所が綺麗になったことで少なからず嬉しさはあり、市役所職員のモチベーション向上にもつながるのかとも思いますが、リモートワークを増やすなど別の方法もあったかと思います。現状の中央図書館は薄暗く、古い本のにおいが漂っており、机・イスも古いものしかないのでゆっくりと本を読んでいるいこうとも思えません。建物も古く、図書館に行こうという気持ちもなくなってしまう。市役所のようにガラス張りであったり、明るい照明があったり、新しい本を多く入れたり、広いスペースがあったり、上階から景色が見れたりしたら嬉しいです。ぜひ図書館の改築を検討していただき、図書館から住みたくなる市「袖ヶ浦」を実現していただけないでしょうか。 ③先日、保育幼稚園課に子どもの保育園について聞きに行きました。しかし、入所案内を差し出され「これに書いてありますので」と一言もらっただけで、その後いくつか質問しても「入所案内に書いてある」だったりYes or No（もしくは分からない）の

	簡単な回答のみでした。ほぼ情報は得られなかったので帰ろうとしたら、職員の方は我先にと部屋に帰っていきました。そこまで対応が面倒だったのでしょうか？また、別日に他の課でも別の職員の方から簡単な回答しか得られないことがあり、何回も市役所と会社を行き来する面倒が発生しました。（もちろん丁寧な職員さんもいます）生成ＡＩの方がこちらの質問の意図を汲んで親切に（多めに）回答してくれます。そこで提案ですが、袖ヶ浦市の行政手続きについて学習させた生成ＡＩを市民向けに開発していただけないでしょうか？
回答	R6. 9. 3 防災安全課 中央図書館 保育幼稚園課 行政管理課 日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。 ご意見をいただきました暴走族対策につきましては、警察の所管となることから、〇〇様のご意見と取締りの依頼について、令和６年８月２７日付けで、木更津警察署へ再度本市から依頼いたしました。 警察からは、同様の事象があった場合、速やかに１１０番通報やバイクのナンバー等の情報を提供していただきたいとのことでした。 なお、千葉県では、「千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」や「千葉県交通安全条例」が制定されているため、現時点で市独自の条例制定は考えておりませんが、暴走行為は迷惑行為と考えていることから、引き続き警察に取締りをお願いしてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 次に、中央図書館の改築を検討してほしいとのことについてですが、市の公共施設は、全体的に老朽化が進んでいる状況であり、すべての公共施設を新しくしていくということは難しいことから、「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の現状や将来見通しを踏まえたうえで、長期的な視点で計画的に維持管理を行うこととしております。現段階では中央図書館の改築計画は策定しておりませんが、今後、改築を行う際にはご意見を参考にさせていただきます。 なお、館内の照明については、令和５年度に照明器具をＬＥＤ化しており、十分な明るさを確保しておりますが、窓については、本を保護するという観点からブラインドを設置しているため、暗く感じることもあるものと思います。 また、新しい本をとということにつきましては、図書館では、毎年１万冊以上の本を購入し、蔵書の入れ替えを行うなどしており、今後も魅力ある図書館となるよう努めてまいります。 また、このたびは保育幼稚園課職員の対応により、不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ありませんでした。 いただきましたご意見を受け、再度職員の指導を行い、窓口での説明の際には、市民の方のご意見やご要望をくみ取り、丁寧に対応するよう努めてまいります。 ＡＩを活用した行政サービスのご案内についてはすでに検討を進めているところですが、ＡＩの回答精度等の課題もあり、市民の皆様にご案内することが難しく、未だ

	実現には至っておりません。 いただきましたご意見等も参考にさせていただき、引き続き検討を進めてまいります。 このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。
--	--